

町独自の融資制度のご案内

～横瀬町中小企業振興資金～

資金が必要とされる中小企業者に対し、
借り入れた振興資金の利子について、その一部を町が補助します。

- 受付期間** 4/1～当分の間(融資総額の範囲内)
- 資金用途** 運転資金として
- 対象** 横瀬町内に店舗、工場または事業所(法人の場合は本社)を有する中小企業者であって、町税を完納している方
- 融資総額** 2億円
- 融資限度額** 1,000万円
- 利率** 融資実行時の長期プライムレートと同率※利率の2分の1を限度として、町が予算の範囲内で補助します。
- 融資期間** 5年以内(据置6か月以内)
- 償還方法** 原則として元金均等分割返済
- 担保** 必要に応じて
- 連帯保証人** 必要に応じて
- 信用保証** 原則として必要(埼玉県信用保証協会による保証)

取扱い金融機関

武蔵野銀行
横瀬支店
☎ 24-6711

武蔵野銀行
秩父支店
☎ 22-0940

埼玉りそな銀行
秩父支店
☎ 22-3850

足利銀行
秩父支店
☎ 22-1700

東和銀行
秩父支店
☎ 22-4353

埼玉縣信用金庫
秩父支店
☎ 22-2550

埼玉信用組合
秩父支店
☎ 22-2400

商工中金
熊谷支店
☎ 048-525-3751

※同時に複数の金融機関への申請はできません。

お問い合わせ先

横瀬町役場振興課(横瀬町大字横瀬4545番地)

電話: 0494-25-0114 Fax: 0494-23-9349 E-mail: shinkou@town.yokoze.saitama.jp